

市営自転車等駐車場の駐車対象車種の追加（素案）

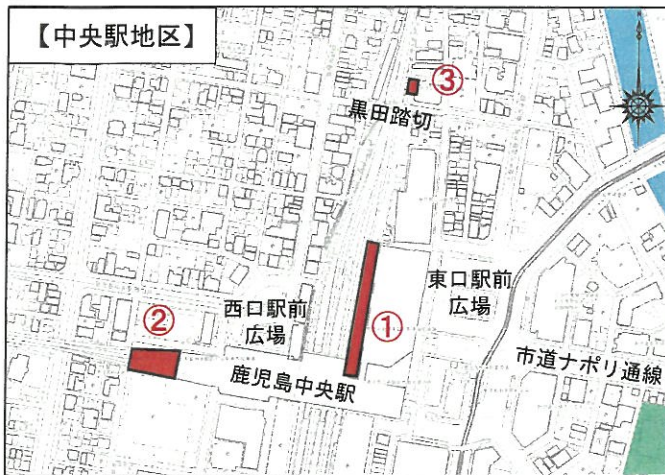
鹿児島市においては、条例に基づき、自転車等の利用者の利便と駐車秩序の向上を図る目的で市営自転車等駐車場（22施設）を設置しております。

現在、駐車が可能な車種は、「自転車」、「原動機付自転車」、「大型自動二輪車」、「普通自動二輪車」（自動二輪車は側車付きのものを除く。）となっておりますが、高齢者の方や障がい者の方々等の移動上の利便性向上等を図るため、利用が想定される車種の追加を検討するものです。

1 市営自転車等駐車場（22施設）の概要

（1）有料施設（10施設）

①位置図



番号	施設名	収容可能台数（台）			
		自転車	原付	自動二輪	合計
①	鹿児島中央駅東口	1,603	225	13	1,841
②	鹿児島中央駅西口	563	110	67	740
③	黒田踏切	不可	20	不可	20
合計		2,166	355	80	2,601

番号	施設名	収容可能台数（台）			
		自転車	原付	自動二輪	合計
④	中町	218	204	66	488
⑤	おつきや	78	48	28	154
⑥	東千石	171	44	不可	215
⑦	西千石	28	57	35	120
⑧	松山通	58	12	不可	70
⑨	山之口	188	74	30	292
⑩	二本松	131	46	11	188
合計		872	485	170	1,527

②駐車料金

利用の種別	利用期間	駐車料金	
		自転車	原動機付自転車 大型自動二輪車 普通自動二輪車
一時利用	24時間（1回）	100円	150円
定期利用	学生	1月	1,200円
		3月	3,240円
	一般	1月	1,500円
		3月	4,050円

（2）無料施設（12施設 駐車対象車種：自転車、原付、自動二輪）

- ①南鹿児島駅、②谷山電停、③谷山駅、④慈眼寺駅、⑤坂之上駅、⑥喜入駅、⑦生見駅、⑧薩摩松元駅、⑨上伊集院駅、⑩宇宿駅、⑪広木駅、⑫鹿児島駅

2 駐車対象車種の追加

①車種選定の考え方

高齢者の方や障がい者の方々等の移動に制約がある方が使用すると想定される車種としては、主として歩行補助としての機能を有していることから、道路交通法上、歩行者と位置付けられている身体障害者用の車等を追加対象とします。

②追加車種

道路交通法上の取扱い	主な定義（道路交通法上）	現在	見直し案
軽車両（法第2条第1項11号）			
自転車 （法第2条第1項第11の2号）	ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車	○	○
原動機付自転車 （特定小型原動機付自転車含） （法第2条第1項第10号）	原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車	○	○
自動車（法第2条第1項第9号）			
普通自動二輪車 （法第3条）	二輪の自動車で、大型特殊自動車、大型自動二輪車及び小型特殊自動車以外のもの	○	○
大型自動二輪車 （法第3条）	総排気量が〇・四〇〇リットルを超え、又は定格出力が二〇・〇〇キロワットを超える原動機を有する二輪の自動車	○	○
歩行者（法第2条第3項）			
身体障害者用の車 （電動車いす、車いす等） （法第2条第1項第11の4号）	身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車	×	●
移動用小型車 （法第2条第1項第11の3号）	人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車	×	●
遠隔操作型小型車 （法第2条第1項第11の5号）	人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であつて遠隔操作により通行させることができるもの	×	●
歩行補助車等 （手押し車、乳母車等） （法第2条第1項第9号）	歩行補助車、乳母車及びショッピング・カート等	×	●
小児用の車 （法第2条第1項第11号のイ）	小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のもの	×	●

（○：駐車対象車種）

3 追加車種の駐車料金

有料施設における駐車料金は、駐車可能な区画スペースに応じて設定します。

- ・小児用の車は、自転車区画での駐車が可能であるため、自転車の駐車料金とします。
- ・他の車種は、原動機付自転車又は自動二輪区画の駐車スペースが必要となるため、当該車種の駐車料金とします。（下表参照）

車種	駐車料金（一時利用の場合）
小児用の車	100円/回
身体障害者用の車（電動車いす、車いす等）	150円/回
移動用小型車	
遠隔操作型小型車	
歩行補助車等（手押し車、乳母車等）	

4 施行日（予定）

令和9年4月1日